

佐渡市立二宮小学校「学校いじめ防止基本方針」

策定日（H26. 1. 10） 改定日（H26. 11. 27）

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

《基本理念》

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。よって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講じる。

《いじめの定義》

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条

《学校基本方針を策定するに当たって》

- ア 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校基本方針となるよう努める。
- イ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の参加が確保できるよう留意する。
- ウ 策定した学校基本方針は、学校のホームページで公開するなど、工夫し周知を図る。

《学校及び職員の責務》

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止基本方針の策定

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

児童生徒が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努める。

- ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、良好な人間関係形成能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ 学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や

自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

ウ 児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

エ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように指導の在り方に細心の注意を払う。

オ 常に危機感をもち、児童を見守るとともに、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。

カ 保護者並びに地域住民や関係諸機関との連携を図り、いじめ防止に資する「児童の自主的活動」を支援する。

キ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、保護者・地域住民・関係諸機関に対して道徳の授業公開を実施する。

ク 保護者に、いじめをいち早く察知できる方法を知らせる等の啓発活動をする。

② いじめの早期発見・即時対応のための措置

ア いじめを早期に発見するために、在籍する全校児童に対する「心の健康チェック」（年4回）や「なかよしアンケート」（年3回）を実施する。また、その集計結果を全職員で共有し、きめ細やかにいじめの予兆を捉える。

イ 各学期に1回、全校児童を対象とする「教育相談」を実施する。

ウ 「カウンセラー派遣事業」の活用を促すために、相談体制・相談環境を整備する。

③ いじめの防止等のための対策に従事する教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する職員研修を年間研修計画に位置付けて実施する。全教職員がいじめの相談窓口になれるように研修するとともに、いじめの防止等に関する資質向上を図る。

④ 留意事項

- ・ いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずる。
- ・ いじめの問題への取組を、保護者、児童、教職員で評価し、評価結果を踏まえて見直し、改善に取り組む。（PDCA サイクルによる）

⑤ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、「発信される情報の高度な流通性」「発信者の匿名性」「その他インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的に対応ができるよう、必要な啓発活動として外部講師を招いての「携帯・ネットトラブル防止教室」を開催する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

① いじめ不登校対策委員会の設置

<いじめ不登校対策委員会>

〈構成員〉◎生活指導主任、校長、教頭、養護教諭、当該学年、カウンセラー

*重大ないじめ事案が発生した場合には、佐渡西警察署員も構成員に加える。

〈活動〉

ア アンケート調査及び教育相談に関すること

イ いじめ、いじめの疑いの情報収集と記録

ウ 教職員間での情報の共有

エ いじめ問題に対する児童・保護者・地域住民の理解を深めること

オ いじめ事案発生時の対応

〈開催〉学期1回を定例会とする。ただし、いじめ事案発生時はその都度開催する。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

ウ いじめの有無を、市教委に報告する。何かあったら、子供若者サポートセンターに相談し、連携して取り組む。

エ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導並びにその保護者への助言を継続的に行う。被害児童の思いを伝え、「いじめ」であると毅然とした態度で臨む。

オ いじめられた児童や保護者の立場に立って誠意ある対応を常に心がけ、学校としての事実確認の報告と解決に向けた方針を明確に説明する。

カ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。保護者の心情を理解することに努め、協力関係を強化する。感情的なトラブルに発展しないように留意する。

キ いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。

ク ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

ケ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、佐渡市教育委員会及び佐渡西警察署等と連携して対処する。

(3) 年間計画（教育計画に明記してある。）

学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。

(4) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、「学校警察等連絡協議会」や「青少年健全育成協議会」等との連携を推進する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

いずれも、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会や関係機関に速やかに報告し、連携して対処する。
- ② 市教委と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。
「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、特別組織の構成員を決定する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。プライバシーを考慮しつつ、包み隠さず報告し、連携していく。